

訪問型サービス・通所型サービスを利用できる方

●要支援1・2の方

●事業対象者（65歳以上で要支援1・2に相当する状態の方）

“要支援1・2に相当する状態の方”とは

- ① 要支援認定の有効期間が満了となる場合

平成29年3月31日以後に認定の有効期間が満了となる「要支援1・2」の方のうち、有効期間満了後に要支援・要介護認定を受けずに、訪問型サービス、通所型サービスのみの利用を希望する方で基本チェックリストに該当した方

- ② 要支援・要介護認定が非該当となった場合

平成29年4月1日以後に要支援・要介護認定が「非該当」となった方のうち、訪問型サービス、通所型サービスのみの利用を希望する方で基本チェックリストに該当した方

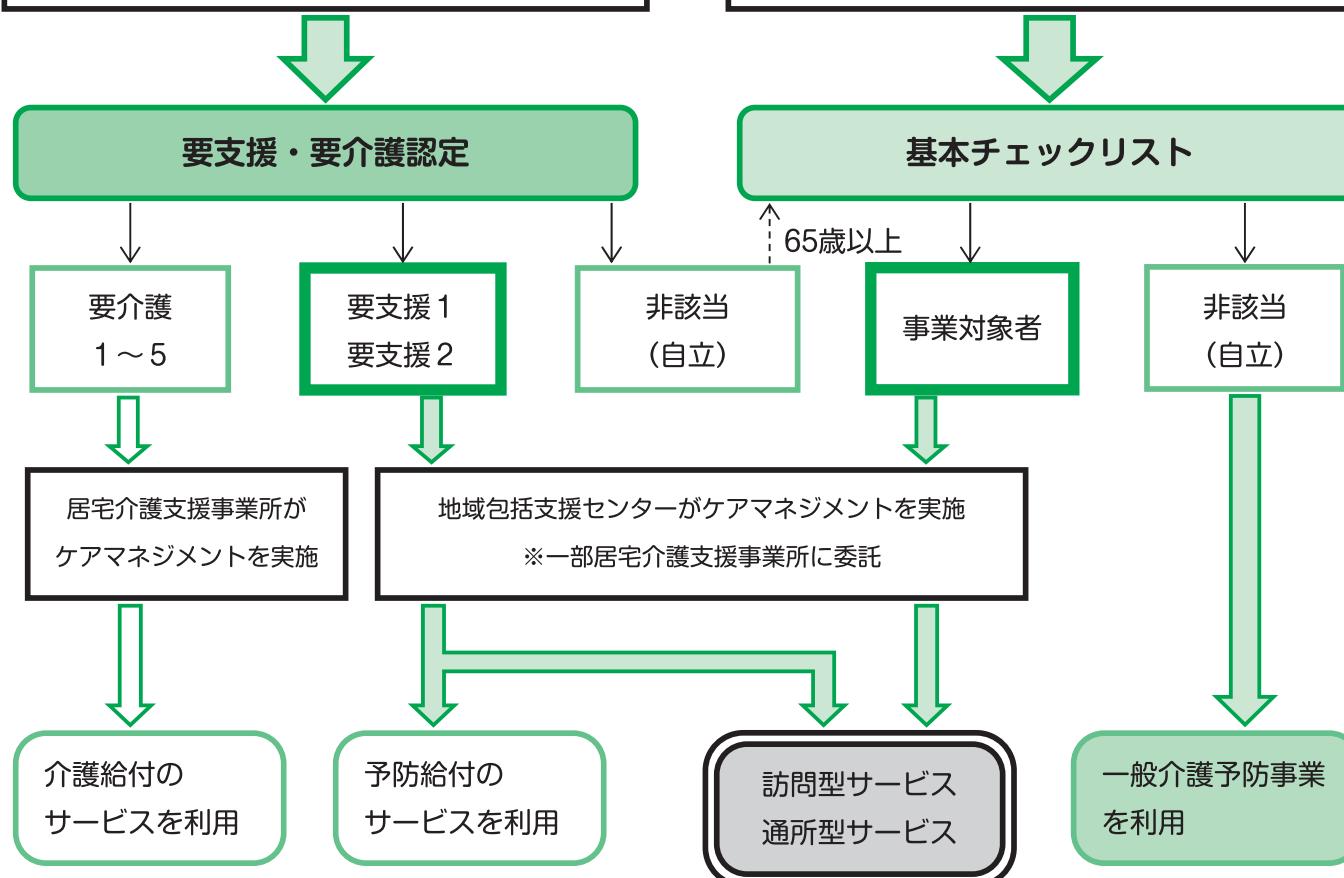
**基本チェックリスト
とは**

25項目の質問に答えることにより、生活機能や身体の状況をることができます。
基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が対象となります。

訪問型サービス・通所型サービス 利用の流れ

- ① 初めてサービス利用を希望する方で、要支援・要介護認定を受けていない方
- ② 要支援・要介護認定の更新を希望する方
- ③ 第2号被保険者（40～64歳）

要支援1・2の認定有効期間が満了となる方
又は要支援・要介護認定が非該当となった方のうち、訪問型サービス、通所型サービスのみの利用を希望する方（65歳以上に限る。）



総合事業の内容

訪問型サービス・通所型サービス

【対象者】要支援1・2の方、事業対象者

※費用の一例は、代表的な例ですので、実際の費用と異なる場合があります。

○訪問型サービス（ホームヘルプサービス） ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの支援や、炊事・掃除・洗濯などの日常生活の支援を行います。	【費用の一例】（1か月当たり） 週1回程度の利用 1,168円 週2回程度の利用 2,335円 週2回程度を超える利用（要支援2の方のみ） 3,704円
○通所型サービス（デイサービス） デイサービスセンターに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動器の機能や口腔機能の向上などの機能訓練を受けることができます。 ※事業所によって、選択できるサービスは異なります。	【費用の一例】（1か月当たり） ・共通的サービス 要支援1、事業対象者 1,647円 要支援2 3,377円 ※機能訓練を受けた場合、費用がかかります。 ※食事代、おむつ代、日常生活費などが、別途自己負担になります。

一般介護予防事業

【対象者】65歳以上の方

地域での交流や介護予防に取り組めるよう、一般介護予防事業を行います。

※日程・会場・受付開始日等については、こうほう旭川市民でお知らせします。

筋肉ちょきんクラブ (運動強度：弱～中)	筋力をつける運動やバランス運動、柔軟体操、健康の講話などを行います。 受付開始日以後に電話での申込みが必要です。 いきいき運動教室との重複参加はできません。
いきいき運動教室 (運動強度：強)	ストレッチや有酸素運動、筋力をつける運動などを立位中心で行います。 参加には登録が必要です。 筋肉ちょきんクラブとの重複参加はできません。
脳力活性クラブ	認知症予防を目的に、教材を用いた読み・書き・計算等の学習と交流を楽しめます。 受付開始日以後に電話での申込みが必要です。